

計画の策定に当たり積極的に貢献する、日本として
てといふ旨を述べていらつしやいますけれども、
共同計画の具体的な内容について政府としてどのよ
うな事項を想定あるいは期待などしているので
しょうか。

昨年 河野大臣がレイキヤビックの北極サーケルで我が国の北極海に関する調査研究などに触れた基調講演、私も拝読させていただきましたけれども、可能であれば、こうしたこれまでの我が国の北極海に関する調査研究などにおける知見や取組も踏まえつつ、あるいは触れつつ答弁いただきたいと思います。

委員会が開催され、昨年の十月でございました。そこで、北極サーキュルの発展をめざすため、北極サーキュルの運営方針を定めました。この運営方針は、北極地域研究推進プロジェクトとして、北極の気候、気象、海洋環境、こういった分野の研究開発を推進していると発言をされたところでござります。

こうした中で、この協定の発効後作成されます御指摘の共同計画につきましても、日本としてのこれまでの知見を踏まえつつ、まずはその策定に積極的に貢献していきたいと考えております。御指摘の計画の具体的な内容でございますが、今後の議論にもよりますが、まずは協定水域に生息する魚種及びその資源量に関する科学的データの収集が想定されているところでございます。協定の水域は現時点ではほとんどが氷に覆われております。まして、まずは魚種、資源量等の基本的なデータを締約国間で把握することが重要であると考えております。

○小西洋之君 もう少し具体的なところを求めたかったところですが、衆議院では審議されてない本協定の大変な核的な事項だと思いますので、確認をさせていただきました。

では、ちよつと前回からの続きを岩屋防衛大臣に、安保法制の違憲問題ですが、質問させていた

だれも。

うけれども、日本にではなくてアメリカなどに対

を憲法が禁じてゐるものではないというふうに述べ

通告の一番ですが、大臣、四十七年見解の作成前あるいはその作成後、七・一閣議決定までの間ですね、基本的な論理そのものを明記した国会の会議録あるいは政府答弁は存在するでしょうか。

する、同盟国に対する外国の武力攻撃が発生して日本国民が死んでしまう、ホルムズ海峡のような事例というのは当時思い付かなかったので、その後者の集団的自衛権の立法事実はその基本的な論理に当てはめはしていないんだと、私が申し上げた前者の個別の自衛権の論理だけに当てはめをしていると、なので、この吉國長官の答弁は、基本

べておられますけれども、これはその後の四十七年見解の基本的な論理を含む答弁をされてゐるわけだござります。

したがつて、その基本的な論理とその当ではめである結論を区分することなく、両者一体として述べておられたといふふうに認識をしておりま

ども、九条の下でも自衛の措置は許されると、そしてそれは、国民の権利を守るためにむを得ない措置として必要最小限度であるというのが基本的な論理でございますが、四十七年見解の作成あるいは作成後、平成二十六年七月一日の閣議決定までの間ににおいて、この基本的な論理そのもののものが示された答弁や政府見解文書が存在することは

的な論理とその個別的自衛権の立法事実、その当てはめを両者一体として答弁しているんだといふうに述べていらっしゃるところでござります。この岩屋大臣の答弁ですね、下線引いていますけれども、基本的な論理と当時の事実認識を基にした結論、当てはめを両者一体として答弁したというふうに考える具体的な根拠を大臣に答弁して

○小西洋之君　いや、吉國長官は當時、同盟國に対する外國の武力攻撃では日本国民の生命などは根底から覆るという事実認識を持つていたんですね。持つていなかつたにもかかわらず、見して全ての実力行使を禁止しているように見えるといふ九条の文理解釈から、なぜ集団的自衛権が可能な基本的な論理を吉國長官は作ることがで

○小西洋之君　今の答弁はこれまで、政府に、承知しておりません。

知られていますが、この昭和四十七年見解ですね、これ以外に、集団的自衛権を許容する九条解釈の基本的な論理が存在する国会答弁や政府見解はこの世に一つもないというのが安倍政権の一貫した見解でございます。つまり、この四十七年見

いただきたいと思います。
両者一体として答弁するのではなくて、単に、
憲法九条では我が国に対する外国の武力攻撃が発
生した場合は我が国は一切の武力行使ができる
ないという従前からの九条解釈の基本的な論理を
吉國長官は述べているだけであつて、したがつ
て、あらゆる集団的自衛権は違憲であるという論

○國務大臣(若屋毅君) 四十七年見解に示されてゐる外国の武力攻撃という文言は、国語的にも法理的にも、密接な関係にある国に対する武力攻撃といふのを排除していらないといふふうに私は思います。

しかし、当時の安全保障環境に照らして、吉國

解が基本的な論理を書いた文書でなければ、安倍政権の解釈変更はその瞬間に、もう単なるペテン、虚偽として倒れて、安保法制、絶対の憲法違反になるんです。事実そうなんですが、そのこと

理的な帰結を述べているだけではないのでしょうか。なぜ一体として述べているというふうに考える、そういうふうに考えてはいるのは安倍内閣だけなんですが、その根拠を具体的に教えてください。

長官は、それがその時点では我が國に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという認識を持つておられ、それに基づいて答弁をされたのだと思います。

を今から御質問、追及させていただきます。
配付資料の一ページでございますが、九日のこの委員会の会議録、大臣は、この四十七年見解を

ただけますでしょうか
○國務大臣(吉屋敷君) 四十七年当時の安全保障
環境に照らして、吉國長官は、自衛権の行使が許

○小西洋之君 今大臣がおこしやった四十七年見解の外国の武力攻撃という文言ですが、資料の二ページ、四十七年見解の原義のコピーそのもので

作った吉國法制度局長官、四ページ以降にその作った、作成要求がされたときの会議録を付けておりますけれども、前回までに質問していますが、吉國長官は、集団的自衛権は九条では絶対できない

されるのは我が国に対する武力攻撃が発生した場合に限られるという事実認識を持つておられたなんだと思いますし、それに基づいて答弁をされたんだと思います。

すけれども、これを今、この外国の武力攻撃、国語的にも法理的にも我が国に対する外国の武力攻撃としか読めないはずのものを同盟国に対する外國の武力攻撃と、これ読めるというふうに主張し

集団的自衛権はできないんだという吉國長官の答弁は、集団的自衛権ができるという基本的な論理論に、当時の、昭和四十七年当時ですね、日本に対する武力攻撃が発生すれば日本国民は死んでしま

他方で、吉國長官は同日の委員会において、例えれば、ここから先が御発言ですけれども、侵略が現実に起こつた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利が根底から覆されるおそれがある、その場合に自衛のため必要な措置をとること

具体的に御説明しますと、五ページの一番上の会議録、岩屋大臣が今読み上げてくださった会議録によれば、憲法破壊、解釈変更のベテンの手口でございます。

録ですけれども、「侵略が現実に起つた場合に、これは平和的手段では防げない、その場合に「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」が根底からくつがえされる」。四十七年見解の根底から覆される、ここから引用されているんですね。

ところが、この侵略が現実に起つた、この侵略、外国の武力攻撃、これ、誰に対するのかと。これはもう政府も答弁していませんでしょけれども、これ、我が国に対する外国の武力攻撃、我が国に対する侵略としか、これ国語的にも法理的にも読めないんですね。読めない。

ところが、読めないんですけども、さらに、この下の四番の会議録を御覧いただけますでしょうか。同じ日の吉國長官の答弁です。線引張つていまますけど、私の三代前の法制局長官からずうつと同じような説明をしていますが、次のページをめくついていただきますと、日本国が、この国土が他国に侵略をされて日本に対する外国の武力攻撃が発生した、もうそのとき以外に日本は武力行使はできないと、憲法が容認するのはその国土を守るための最小限の行為、よつて、集団的自衛権は当然許していないということを繰り返し述べているわけでございます。

岩屋大臣に重ねて聞きますが、我が国に対する外国の武力攻撃が発生したとき以外に武力行使はできないという九条の基本論理を吉國長官は繰り返し述べています。そして、集団的自衛権はできないというふうに明言しています。そうした吉國長官のその九条解釈、そして、その作成契機になつたこの国会答弁から作られた四十七年見解、その中にある外国の武力攻撃をなぜ同盟国に対するといふように読むことができるんでしょうか。

これは、元最高裁判事濱田先生が安保国会では法匪、法の匪賊、そして、元法制局長官、宮崎長官は黒を白と言いくくるめる類い、違憲であるといふように断言をされています。なぜそういうふう

に集団的自衛権を許容している論理が四十七年見解にあるというふうに言えるんでしようか。国語的に法理的に御説明ください。

○國務大臣(岩屋毅君) この答弁で言うところの侵略というのは、確かにその当時の認識として我が国に対する武力攻撃を指すものだというふうに思います。

しかし、吉國長官が当初、基本的な論理と当てはめであるその結論の部分を一緒に答弁をしておられ、当時の委員からもうちょっと整理をしようと、分かりやすくしろと言われて四十七年見解を作ったわけでござりますけれども、その四十七年見解の基本的な論理は、もう繰り返しませんけれども、それに照らしたときに、今日の安全保障環境を鑑みれば、他国に対する武力攻撃であつても、基本的論理に言うところの国民の生命、自由、幸福追求の権利を根底から覆すものがあり得るという今日の事実認識に基づいて平和安全法制を作らせていただいたいとあります。

○小西洋之君 もうまとめますが、岩屋大臣が今おっしゃつたこの吉國長官の答弁が分かりにくかったというのは、六ページなんですね。これ、分かりにくかつたというのには、基本的な論理と当てはめを一体的に述べて分かりにくいじゃなくて、国連憲章や十三条等々、全てを総合した文書を作つてくださいといふうに言つてはいるだけなんですね。それが一点。

今日、時間がなかつたので質問できませんでしょたけれども、聰明な岩屋大臣、もう御理解されてしまいますように、これ朝日新聞や東京新聞読んでいただいていますが、社説でも、これはペテンで、違憲であるといふうに言われています。

せん。法務省にお越しいただいていますけれども、もし大臣が武力を発動したら訴訟が起きます、国家賠償請求訴訟が起きる。国は必ず負けます。そうした場合に、大百個人に何億円、何十億円、何百億円という求償が、請求が行くことになります。ただ、お金で幾ら払つても、自衛隊員や

国民の命を取り戻すことはできません。

絶対に武力の発動をしないことを、そして違憲の追及する決意を申し上げて、質問を終わります。ありがとうございました。